

きょうとふ えんぼうしとうじゅうてんそちなど
京都府まん延防止等重点措置等

しんがたころなういるす びょうき ふせ とく
〈=新型コロナウイルスの 病気を 防ぐための 取り組み〉

えんぼうしとうじゅうてんそちきかん 5がつ5にち あたら ねが
まん延防止等重点措置期間(5月5日まで)に 新しく お願いすること

しんがたいんふるえんざ しんがたころなういるすなど えんぼうしとうじゅうてんそち びょうき ひろ
新型インフルエンザや 新型コロナウイルス等の まん延防止等重点措置 〈=病気が 広がるこ
とを 防ぐための 取り組み〉等について

1. できるだけ 家に いてください (京都府の 全部の市町村)
2. イベントなどを するときの 制限 (京都府の 全部の市町村)
3. 店や 建物の 開けている時間を 短くする お知らせ (京都市内)
4. 店や 建物の 開けている時間を 短くする お知らせ (京都市外)
5. 仕事へ 行くこと など (京都府の 全部の市町村)

ねん がつ にちかいてい
2021年4月16日改定

きょうとふ
京都府

まん延防止等重点措置期間(5月5日まで)に 新しく お願いすること

(第24 条 第9項に 合わせた お願い)

大学などへお願いすること

- 大学などで、できるだけオンライン授業を行ってください。学校に来る学生数を50%以下にしてください。
- 大学ガイドラインをしっかりと守ってください。大学はガイドラインを守ることができるクラブ活動に許可を出してください。また、ほかの都道府県へ行くことは中止か延期してしっかりと病気を広めないようにしてください。できないときは行く前にPCR検査をして陰性<=病気でないこと>を確認してください。
- 京都府と国は大学で新型コロナウイルスモニタリング検査などをします。協力してください。
- 大学などの授業や課外活動の前や後などにみんなで食べたり飲んだりしないでください。(「きょうとマナー」を守ること)
- 学生寮でしっかりと病気を広めないことをしてください。
- 学生が次の行動をしないようにしてください。
 - 京都市では午後8時から京都府の他の地域では午後9時からレストランなどに行かないでください。
 - クラブやサークルなどでみんなで食べたり飲んだりしないこと。
 - たくさん的人数で行動したり友達の家泊ったり集まらないこと。
 - 食べたり飲んだりするときもマスクを外して会話しないこと。

ちゅうがっこう こうとうがっこう ねが 中学校・高等学校などへ お願いすること

- がっこう い じかん でんしゃ ばす こ じかん か がっこう いえ かえ とき こ
学校に 行く時間を 電車や バスが 混まない時間に 変えてください。また、学校から 家に 帰る時に 混まない
ように 1つの 授業時間を 短くしてください。このような方法で それぞれの 学校の状況を 考えて 学校へ
行ったり 家へ 帰ったり するときの 密を 避けてください。
- ちゅうがっこう こうとうがっこう くらぶ かつどう した まも びょうき ひろ
中学校や 高等学校で クラブ活動を するときは 下の1~4を 守って 病気を 広げないように してください。
 - おな がっこう せいと かつどう
1 同じ学校の 生徒だけで 活動すること。
 - がっこう なか かつどう
2 学校の中だけで 活動すること。
 - かつどう じかん じかん いない
3 活動時間は 2時間以内にすること。
 - と
4 泊まらないこと。
- びょうき ひろ と く こうしきたいかい はっぴょうかい さんか る ー る かくにん さんか
病気を 広げない 取り組みを している 公式大会や 発表会などへ 参加するときは ルールを よく確認して 参加
してください。

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等のまん延防止等重点措置
〈=病気が 広がることを 防ぐための 取り組み〉等について

I まん延防止等重点措置を しなければ ならない 地域 京都府

II 期間 2021年4月12日～5月5日

III お願いすること

1. できるだけ 家に いてください (京都府の 全部の市町村)

2. イベントなどを するときの 制限 (京都府の 全部の市町村)

3. 店や 建物の 開けている時間を 短くする お知らせ (京都市内)

4. 店や 建物の 開けている時間を 短くする お知らせ (京都市外)

5. 仕事へ 行くこと など (京都府の 全部の市町村)

1 できるだけ 家いえにいてください（京都府きょうとふの 全部ぜんぶの市町村しちようそん）

（国くにの法律ほうりつ（特措法とくそほうだい第31条じようだいの 6第2項だいこう、第24条だい第9項じようだいこう）に 合わせあた お願いねがい）

- 京都市きょうとしは 午後8時ごごじから 京都市以外きょうとしいがいは 午後9時ごごじからは 飲食店いんしょくてんなどに できるだけ 行いかない てください

（国くにの法律ほうりつ（特措法とくそほうだい第24条じようだい第9項こう）に 合わせあた お願いねがい）

- 急いそぐ 用事ようじが ないときは できるだけ 家いえにいてください。外出がいしゅつするときには 混こんでいる場所ばしょ や 時間じかんを 避さけて 行こうどう動して ください。
- 京都府以外きょうとふいがいへ 特とくに 急いそぐ 用事ようじが ないときは できるだけ 行いかないで ください。
- 新型しんがたコロナウイルスころなういるすに うつる 可能かのうせい性が 高たかい店みせなど（業種別ぎょうしゅべつガイドラインがいどらいん< =仕事しごとの種類しゅるいに よって 決きめられている ルールるーる>が 守まもられていない 飲食店いんしょくてん・カラオケ店からおけてんなど）へ 行いかないで ください。

2 イベントなどを するときの 制限 (京都府の 全部の市町村)

イベントを する人や 建物や 店を 管理する人は 以下の ことを 守ってください。
国の法律 (特措法第24条第9項)

【参加できる人数】5,000人まで

【建物に収容できる割合】

参加者が 大きな声を出さない場合：100%まで

参加者が 大きな声を出す 場合：50%まで

*他のグループの人との間は 座席を 1席分 空けてください。同じグループの人 (5人までに 限る)
との間は 座席を 空ける 必要はありません。

参加できる 人数と 建物に 入れる割合を 比べて 少ない方の 人数

・ イベントを する前の 相談

全国から 多くの人 が 来るような イベントや 参加者が 1,000人以上の イベントを するとき は する前に 京都府の 相談窓口へ 相談して ください。

3 店や建物の開けている時間を短くするお知らせ（京都市内）

(1) 国の法律（特措法）に合わせたお願い

<p>たいしょう 対象となる</p> <p>みせ たてもの 店や建物</p>	<p>いんしょくてん れすとらん いざかや ふく かふえ はいたつ みせ たてもの いえ も かえ せいげん</p> <p>【飲食店】レストラン（居酒屋を含む）・カフェなど（配達・店や建物など家に帰るは制限がありません）</p> <p>ゆうきょうしせつ ばー から おけ ぼっくす しよくひんえいせいほう きょか みせ</p> <p>【遊興施設】バー・カラオケボックスなどで食品衛生法の許可がある店</p>
<p>ねが お願いすること</p>	<p>くに ほうりつ とくそほうだい じょう だい こう あ</p> <p>国の法律（特措法第31条の6第1項）に合わせたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 店や建物の開けている時間を短くする。（午前5時～午後8時まで、お酒を出すのは午前11時～午後7時まで） ・ 働いている人にできるだけ検査を勧める ・ 店や建物にきた人がひとつの場所に集まらないように案内する ・ 熱や咳などがある人は店や建物に入ることができないようにする ・ 手や指の消毒ができるようにする ・ 場所の消毒をする ・ 来る人にマスクを着けたり他の病気を防ぐための方法を知らせる ・ 正しい理由がないのにマスクを着けていない人は入ることができないようにする ・ 部屋や建物の中の空気を入れ換える ・ アクリル板を置いたり人と人との間を広くして飛沫感染*を防ぐ <p>*飛沫感染 <=会話や咳やくしゃみをすると口から細かいつばや鼻水などが飛びます。これを飛沫と言います。</p> <p>ウイルスのに入った飛沫が目・鼻・喉から入って感染することが飛沫感染です。</p> <p>くに ほうりつ とくそほう じょうだい こう あ</p> <p>国の法律（特措法24条第9項）に合わせたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CO2を測る機械を置く ・ 業種別ガイドライン< =仕事の種類によって決められているルール>をしっかりと守る ・ カラオケをしないでください（飲んだり食べたりする店でカラオケのある店）

きょうりょく みせ かね
協力した店は お金が もらえます

みせ かね 店が もらえるお金	ひとつの店が 開ける時間を 短くしたときに お金が もらえます。もらえるお金は 1日の 売上で 決まります(定休日<=決 まった 休みの日>は 数えません)
--------------------	---

※ 4月12日から 5月5日までは 京都府と 京都市が 協力して 飲んだり 食べたり する店などを 指導します。

(2) 国の法律（特措法）以外で お願いする 店や 建物

劇場・集会所（人が集まるところ）・運動施設・球技場（スポーツや遊ぶところ）など 特措法で決められた店や建物は 特措法に 関係なく 午後8時までに 店を 閉めるように お願いします（お酒を出すのは 午後11時から 午後7時まで）

対象となる 店や 建物など	お願いする 内容
運動施設・遊技場 <=スポーツや 遊ぶところ>	下の ことを お願いします ・開けている 時間を 短く してください（午前5時～午後8時） お酒を出すのは 午前11時～午後7時
劇場・観覧場・映画館・演芸場 <=劇や 映画を みる ところ など>	・開けている 時間を 短く してください（午前5時～午後8時） お酒を出すのは 午前11時～午後7時
集会場・公会堂・展示場 <=会議や イベントの ために 人の 集まるところ>	・イベントは 5,000人まで 収容率50%（参加した人が大きな声を出さない場合：100%）の どちらも 守ること
博物館・美術館・図書館	収容率 <=もともと 入っても 良い人数に 対して 入れる 人数の 割合>
ホテル・旅館 <=人の 集まる場合に 対して です。泊まる 部屋は 制限 しません。>	・店や建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内する。
遊興施設※	下の ことを お願いします
物を 売っている店（1,000㎡超）<=生活に 必要な 物を 売っている店は 含みません>	・開けている 時間を 短く してください（午前5時～午後8時） お酒を出すのは 午前11時～午後7時
サービスを 提供している店（1,000㎡超）<=生活に 必要な サービスを しているところは 含みません>	・店や建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように案内する。

※ レストラン・バー・カラオケボックスなどで 食品衛生法の 許可を 取っている 店は 特措法に 合わせた お願いの 対象です
泊まる人が 多い カフェ・マンガ喫茶などは この制限を お願い しません。対象となる 店や 建物の人は 仕事の 種類ごとの 決まりを 守ってください（国の法律 特措法24条 第9項）

4 店や建物の開けている時間を短くする お知らせ(京都市外)

(1) 国の法律(特措法)に合わせたお願い

店を早く閉めるようお願いをする地域は山城・乙訓にある15の市町村(向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和東町、精華町、南山城村)

<p>対象となる 店や建物</p>	<p>【飲食店】レストラン(居酒屋を含む)・カフェなど(配達・店や建物など家に持って帰るは制限がありません) 【遊興施設】バー・カラオケボックスなどで食品衛生法の許可がある店</p>
<p>お願いすること</p>	<p>国の法律(特措法24条第9項)に合わせたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店や建物の開けている時間を短くする。(午前5時～午後9時まで、お酒を出すのは午前11時～午後8時30分まで) ・働いている人にできるだけ検査をするようにします ・店や建物にきた人がひとつの場所に集まらないように案内する ・熱や咳などがある人は店や建物に入ることができないようにする ・手や指の消毒ができるようにする ・場所の消毒をする ・来る人にマスクを着けたり他の病気を防ぐための方法を知らせる ・正しい理由がないのにマスクを着けていない人は入ることができないようにする ・部屋や建物の中の空気を入れ換える ・アクリル板を置いたり人と人との間を広くして飛沫感染*を防ぐ <p>*飛沫感染 = 会話や咳やくしゃみをするとき口から細かいつばや鼻水などが飛びます。これを飛沫と言います。ウイルスの入った飛沫が目・鼻・喉から入って感染することが飛沫感染です。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2を測る機械を置く ・業種別ガイドライン<=仕事の種類によって決められているルール>をしっかりと守る ・カラオケをしないでください(飲んだり食ったりする店でカラオケのある店)

※ レストラン・バー・カラオケボックスなどで 食品衛生法の許可を取っている店は特措法に合わせたお願いの対象です
 泊まる人が多い カフェ・マンガ喫茶などはこの制限を お願いしません。対象となる店や建物の人は仕事の種類ごとの決まり
 を守ってください(国の法律 特措法24条 第9項)

協力した店は お金がもらえます

店がもらえるお金	開ける時間を短くしたときに 1日40,000円(定休日<=決まった 休みの日>は 数えません)
----------	---

5 仕事へ行くことなど

会社や店を出している人に対してテレワークのお願い(特措法第24条第9項)

- 「会社へ行って仕事をする人の数を70%減らすこと」を目標にします。
 テレワークをするようにします。会社で仕事をするときは人が少なくなるように会社に 行く日や 時間を変えてください。